

後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成22年度の保険料と医療費通知について～

後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率を決めており、平成22・23年度は新しい保険料率になります。

■平成22・23年度の保険料率

均等割 <small>【1人当たりの額】</small> 44,192円	+	所得割 <small>【本人の所得に応じた額】</small> <small>(所得-33万円)×10.28% </small>	=	1年間の保険料 <small>(100円未満切捨て)</small>
--	---	--	---	--

平成22年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします

保険料のお支払い方法を、口座振替に変更できます

口座振替への変更をご希望される方は、市役所介護福祉課高齢者福祉担当へお申し出ください。
 【お申し出の際に必要なもの ～ 本人の保険証、預金通帳とお届け印】

■保険料の軽減



◆均等割の軽減(年額)

- 軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前(年額)	軽減後(年額)
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	44,192円	4,400円
33万円	8.5割軽減	44,192円	6,628円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数) ※単身世帯の方は該当しません。	5割軽減	44,192円	22,096円
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	2割軽減	44,192円	35,353円

(例)年金収入168万円の1人世帯の軽減判定の所得の求め方

168万円 (年金収入)	-	120万円 (公的年金等控除額)	-	15万円* (特別控除額)	=	33万円 (軽減判定の所得)	➔	8.5割 軽減
-----------------	---	---------------------	---	------------------	---	-------------------	---	--------------------

※65歳以上の方の公的年金に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

◆所得割の軽減

- 加入者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

◆被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、サラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。市町村国保や国民健康保険組合は除きます。

均等割	9割軽減 (年額4,400円)	所得割	かかりません
------------	------------------------	------------	---------------